

令和 6 年度第 2 回相談支援従事者研修検討会 検討チーム報告

チーム名（ 人材育成チーム ）

メンバー名（藤田、神作、横田、芝、安井）

報告事項

1 第 1 回検討会以降の取り組み内容・検討事項

【初任者実習説明会のデモンナリオについて】

- ・実習では受講生に「一連の流れの中で気付いてもらえると良い」ことを伝えたい
- ・現任研と初任研では求められているところが異なる
- ・初任者研修では「傾聴を基本とした SV」は強調していない
- ・実習対応者が計画内容を指摘したり、事例検討になっているところがあるなど対応者によってばらつきがある
- ・現任研と初任研の違いについて明確に触れていない
- ・そもそもにニーズ整理表や 5pics を理解できていない実習対応者や受講生がいる
- ・デモ動画の出来が良すぎたために実際にイメージが持ちづらかったのではないか
- ・初任チームが検討している内容とズレがないようにする必要がある
- ・専門コース別研修でも SV をテーマに研修を行うために実習説明会や専門コース別のすみ分けをどうしていくか

⇒初任者研修 SV の趣旨を解説したスライドを入れる

⇒初任者研修 SV のポイントを伝え、再確認してもらう

- ・演習で学んだことができているか振り返る場（チェック）

- ・受講生が本人をどう捉えているかを SV で気づく

- ・計画等実習課題のブラッシュアップ

⇒デモンナリオは変えずにバイジー側のレベルを下げる

Ex) バイジー側の答えがズレていて、バイザーがフォローして気づく等

⇒初任チーム及び専門コース別研修チームとも内容のすり合わせが必要

【自治体における好事例紹介について】

- ・好事例の定義が曖昧
- ・グループワークをする場合にはグループ編成をどのようにしていくか
- ・自治体に説明をお願いしている「相談支援体制」について説明文を渡して終わりにしている自治体もある

- ・自治体として実習に対する考え方にばらつきがある

⇒今年度は事務局説明の中で特定に自治体名は出さずに取り組み内容を紹介する

令和6年度第2回相談支援従事者研修検討会 検討チーム報告

チーム名（ 内容整理チーム ）

チームメンバー名（ 美濃口・稲垣・高江洲・蛭川・古橋 ）

報告内容

1 第1回検討会以降の取り組み内容・検討事項

○私たちが目指す相談支援専門員の姿 Ver.9

【内容】行政職員で「福祉に関わったことがない人」に、一目で相談支援専門員を理解できる資料を加え ver9 として作成する。

【成果】令和5年度に下案を作成。更に修正を加え、案①、②を作成。ver8 の目指すべき姿、厚生労働省が作成した相談支援事業業務に関する手引き等をセットで配布することを検討。

○補助教材

【内容】講義動画の動画配信について検討した。

【対象者】ファシリテーター、受講者

【成果】・事務局にて令和5年演習指導者養成研修の動画を編集。講師陣へ活用の打診。

・内容整理チームで編集した動画を視聴して意見交換。

・『目指す姿』『アセスメント』『一問一答によるホワイトボードの活用』『5 ピクチャーズ』『ニーズ整理表』等をキャプチャーして動画アップするか検討。

・『アセスメント』部分のみ撮り直しを検討。

○相談支援従事者研修の新事例

【成果】『鈴木陽介さん』という新事例を作成し、令和5年度初任者研修から変更した。今回18歳の自立訓練利用時に、A相談支援専門員が計画作成でかかっていたという設定に変更。理由としては、作成率も上がりセルフプランでの自立訓練の利用は現実的でないため。A相談支援専門員は親とばかり話をして本人不在で事業所変更となったと、意思決定支援の部分が強調される設定とした。

2 課題と第3回までの取り組み予定

○私たちが目指す相談支援専門員の姿 Ver.9

本日いただいた意見をもとにブラッシュアップ。

○補助教材

今年度の達成目標を定めて3回目に報告する。

○相談支援従事者研修の新事例

本日承認が得られれば、現任、初任チームとすり合わせて資料の修正を行ってもらう。

3 他のチームから意見が欲しいこと

○私たちが目指す相談支援専門員の姿 Ver.9…案①、②どちらがよいか。修正点。

○相談支援従事者研修の新事例…相談支援専門員の設定について。



「当たり前」を当たり前



日本では行政裁量による措置制度の歴史から、障害がある方の自己決定の機会がありませんでした。障害者権利条約の批准を経て、障害があっても「自分の住みたい地域で自分らしい暮らし方・生き方」を選択する権利が見直されました。相談支援専門員は、選択された「暮らし」や「生き方」が実現できるよう伴走する存在として創設されました。

障害がある方が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、「個人」の心身機能の障害のみに起因するのではなく、「社会」における様々な障壁と相対することによって生じます。相談支援専門員は伴走することで見える障壁の解決に向けて、行政・地域・住民をつなぎ官民共同で取り組みます。

相談支援専門員は利用者一人ひとりのニーズは地域のニーズであることを知っています。

各自治体で活躍している相談支援専門員を地域資源としてご活用ください。





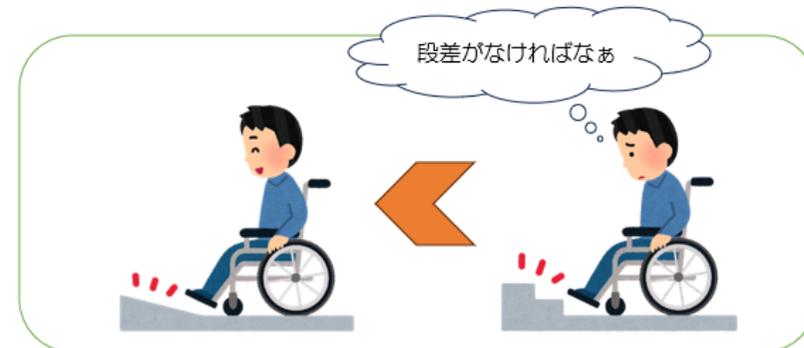
「当たり前」を当たり前



日本における福祉サービスは行政の措置として提供され、障害がある方の自己決定の機会が限られていました。障害者権利条約の批准を経て、国内では障害があっても「自分の住みたい地域で自分らしい暮らし方・生き方」を選択する権利が見直されました。その結果、相談支援専門員は、選択された「暮らし」や「生き方」が実現できるよう伴走する存在として創設されました。

医学モデルから社会モデルへ

障害がある方が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、「個人」の心身機能の障害のみに起因するのではなく、「社会」における様々な障壁と相対することによって生じます。



相談支援専門員は利用者一人ひとりのニーズは地域のニーズであることを知っています。
各自治体で活躍している相談支援専門員を地域資源としてご活用ください。